

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成21年12月2日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

12月2日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
議案第49号所管分の審査	2
質疑（弘豊委員、本保加津枝委員、山崎雅数委員、嶋野浩一郎委員）	
議案第51号及び議案第52号の審査	20
質疑（山崎雅数委員）	
議案第53号の審査	22
質疑（弘豊委員）	
議案第63号の審査	25
質疑（弘豊委員、山崎雅数委員、本保加津枝委員）	
議案第57号の審査	27
補足説明（生活環境部長）	
質疑（山崎雅数委員、弘豊委員、本保加津枝委員、嶋野浩一郎委員）	
採決	32
閉会の宣告	33

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成21年11月11日(水) 午前10時 開会
午後 1時36分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 森西 正 副委員長 嶋野浩一朗 委員 本保加津枝
委員 上村高義 委員 弘 豊 委員 山崎雅数

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
生活環境部長 水田和男 同部次長兼自治振興課長 杉本正彦
保健福祉部長 佐藤芳雄 同部理事 福永富美子
同部次長兼地域福祉課長 登阪 弘 同部参事兼国保年金課長 堤 守
同部参事兼健康推進課長 阪口 昇 同部参事兼こども育成課長 稲村幸子
地域福祉課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子 生活支援課長 東澗順二
障害福祉課長 吉田量治 介護保険課長 山田雅也 国保年金課参事 寺田 博
健康推進課参事 前野さゆみ

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 野杵雄三 同局参事 池上 彰

1. 審査案件(審査順)

議案第49号 平成21年度摂津市一般会計補正予算(第6号)所管分
議案第51号 平成21年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第52号 平成21年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)
議案第53号 平成21年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第63号 摂津市立みきの路条例の一部を改正する条例制定の件
議案第57号 摂津市公の施設における暴力団の排除に関する条例制定の件

(午前10時 開会)

○森西正委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

師走、何かと慌ただしくなりましたが、そんな中、本日は、民生常任委員会をお持ちいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

本日の案件は、平成21年度の摂津市一般会計補正予算の所管分ほか5件についてご審査をいただきますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

一たん退席いたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森西正委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、山崎委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第49号所管分の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 議案第49号の一般会計補正予算について、数点お聞きしたいと思います。

最初に、12ページの社会福祉費の目7、障害福祉費ですが、障害福祉サービ

ス費等の給付費で9,500万円の増というのが出ています。これは自立支援法のもとでの小規模作業所など、施設制度の体系が移行したことにかかわって、また、介護報酬の単価変更をしたこと等というふうにも伺っていますが、少し詳しく、この際ですのでご説明いただけたらと思っております。

それから、14ページ、生活保護費の目2、扶助費であります。これも今回は議案の説明の中でもありましたが1億8,100万円の増ということで、大きく膨れています。昨今の厳しい景気の動向も反映していることかと思われませんが、新たな保護の受給者数の推移、また相談件数なども大変多くなっているかと思えます。そのあたりについて、数字的などところで少しお聞かせいただけたらと思えます。

続いて、同じページ、保健衛生費の目2番、予防費の委託料であります。これは女性特有のがん検診ということの部分ですが、保健センター横のバスの実施分に係る委託料かと思えます。この間の動向、子宮がん検診のところでは今回補正でふえて、乳がん検診の方では減額となっておりますけれども、その実施状況の中身についてなどを教えていただきたいと思っております。

以上、3点についてお願いします。

○森西正委員長 答弁を求めます。

吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、障害福祉サービス費の給付費の補正について、お答えさせていただきます。

弘委員からご指摘ございましたように、3点、主な内容がございまして、1点目としましては、平成21年4月の給付費の5%の改正でございます。

2点目といたしましては、ご指摘のあ

りましたように、福祉作業所等が、この平成21年の4月に、この給付費の方に移行いたしまして、市内8作業所のうち6か所が、この4月1日に、あと1か所が10月1日に移行した分が給付費として利用されている分でございます。

3点目といたしまして、この後ご審議いただきみきの路の条例改正でございますが、みきの路がこの1月1日に移行予定しておりますので、その分が給付費としてふえるということで、今回補正として上げさせていただいた内容でございます。

○森西正委員長 阪口参事。

○阪口保健福祉部参事 それでは、予算書14ページ、15ページにわたります、予防費、がん検診の実施状況につきまして、今回お願いをいたしております補正に関連をいたしまして、ご説明をさせていただきます。

まず、子宮がん検診でございますが、今回、453万9,000円の増額をお願いいたしておりますけれども、実施状況にも関連をいたしますので、子宮がん検診の実施場所等について、まずご説明をさせていただきます。子宮がん検診につきましては、委員ご指摘の保健センターでの、財団法人大阪がん予防センターによります検診バスでの検診、それと市内の1医療機関における個別医療機関での個別検診と、この二とおりがございました。この体制というのは、平成20年度まででございました。今年度につきましては、それまでの市内1医療機関と検診バスによる検診のほかに、これは特に医師会のご協力をいただきまして、茨木市と吹田市のそれぞれ15、合計しますと30の医療機関でも個別検診ができることといったことで、受診場所・機会の拡大を今年度図らせていただきました。それで、

今年度の実施状況ということになるんですけれども、本年度特に、今回補正をお願いいたしておりますところでございますが、6月に国の方で、女性特有のがん検診推進事業ということが制度設計なされまして、急遽私どもも8月に、いわゆる節目検診の方の受診費用を免除するという制度でございますが、これの取り組みを始めまして、いわゆる無料クーポン券による受診が可能な体制を整えております。その結果、1,160名の方が上半期で受診をされております。この受診者数と申しますのは、平成19年度の受診者数とほぼ上半期で同数を達成といえますか、受診されています。

今年度の見込みといたしましては、およそ11月以降1,400人ほど見込みまして、その不足額と申しますか、受診費用につきまして、今回453万9,000円の増額をお願いしているところでございます。

それと、乳がん検診でございます。乳がん検診につきましても、私どもバス検診による検診ということでございます。乳がん検診につきましては、検診方法が、マンモグラフィとドクターによる指触診に限られております。市内では、ご承知のように、残念ながらマンモグラフィを備えた医療機関がございませんので、こちらの方は検診車による検診に限定されてしまっております。今年度、先ほど申しました女性特有のがん検診推進事業の取り組みをいたしまして、検診回数を増ということを委託先に申し入れましたが、年度途中での増車というのはなかなか難しく、最終的には年間25日間の受診機会を確保いたしました。今回、補正をお願いするに当たりまして、がん検診の推進事業の取り組みで、受診率は年度後半からは向上しているんですけれども、な

かなか年度前半で定員に満たない日がございました。その満たなかった分については、当然委託料が余ってきますので、その分を今回補正をお願いしているという状況でございます。

それで、11月以降の受診状況につきましては、クーポン券の交付というのが功を奏しているかと思うんですけども、1月いっぱいの検診の予約まで、今既に申し込みが定員いっぱいという状況でございます。

平成20年度1,347名という受診者でございましたので、今年度のクーポンの無料券の配布による効果というのが得られるのではないかと考えております。

○森西正委員長 東澗課長。

○東澗生活支援課長 生活保護の現状について、お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、昨年秋以降の経済状況の悪化に伴い、生活保護世帯数は著しく増加しています。

具体的な状況では、平成21年3月末の保護世帯数が780世帯でしたが、平成21年10月末の段階で81世帯増加し、861世帯となっております。この間の増加率は10.4%です。保護率で見ますと、12.46%から14.66%に増加しております。

相談件数につきましても、昨年の秋以降大きく伸びておりまして、昨年度月平均で61件でしたが、今年度に入りまして、今現在、7月までしか集計できていませんが、平均で99件の相談件数があるような形になってます。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 それではまず、障害福祉費の部分ですけども、自立支援法ができて、この間やはり当事者の中でのいろいろな不安や、また制度の中で軽減措置をとってくる中での今の状況かなというふ

うに認識しています。摂津市でもこの間、独自の運営補助というようなことも実施される中で、今年度のそうした福祉作業所の制度移行にもつながってきているのかなというふうにも思っています。そうした意味では、本当に今、軽減措置の中で、自立支援も自己負担の上限は決まっていますけれども、これはそもそものところからいえば、当事者が当たり前の生活をしていく面で、本当に負担があるのはどうかというふうなことも言われてますし、この間進められている幾つかの地方におきます違憲訴訟、そうしたものもある中で、今、政権交代の中では、自立支援法そのものを廃止して新しい制度にというふうな動きになっております。摂津市といたしましても、そうした中での今後の見通しといたしますか、そういうものをどのように持たれているのか、また摂津市における今後の課題みたいなものについて、何かお考えのこと等ありましたら、この際でするのでお聞かせいただけたらというふうに思います。

特に生活保護費の問題であります。この年度当初、昨年度末で780世帯が、現在860世帯と大きくふえているというふうなことであります。本当にこの間、相談の窓口の仕事の方も、月平均61から99ということでもありますから、大変な量になっているかというふうにも認識していますが、それだけやはり市民生活も大変な現状ということで、この点については、担当課の方からまた来年度予算に向けて等々、声も上げていく必要があるのかなというふうに思っています。

またあわせて、この間の動きの中で、ハローワークにおけるワンストップ・サービスですか、そういうようなものが新聞紙上でも報告されていましたが、この辺、本市の方はどのようにかかわったのか、

聞かせていただけたらと思っています。

また、厳しいこの不況の中ですから、実際は働く意欲も能力もあるけれども就労先がないというようなことで、保護に至っているというような方もおられます。適正な支援等も講じられているというふうに思いますけれども、この間、就労支援コーディネーターという形で、新しく配置されている部分についての、その辺の取り組みについて、特徴的なことがあればお聞かせいただきたいと思います。

あと、保健衛生費のがん検診についてであります。乳がんの方がバスのみの検診というようなことで、検診機会がやはり少ないことが今回の減額補正にもなっているというふうな説明であります。その点については必要な、また希望されている方もたくさんいらっしゃるかと思います。検診機会があればきちんと受けられるのにというような中で、それが受けられないというふうなことでありましたら、やはり何らかの改善を追及していかなければならないというふうに思っております。私もこの間、この議案が出てから、検診の申し込みの予約の空き状況とか、そういうのもホームページに載ってますから見ましたら、報告がありましたように、1月末までぎっしり埋まっているというふうなことであります。そうしたことも踏まえて、次年度に向けての、年度途中でバスの回数をふやすというようなことができないというようなこともおっしゃってありましたから、その点についての改善に向けて、その改善の方向、動きについて、もしこの場でお答えできることがあればお願いしたいと思います。

以上、2回目の質問です。

○森西正委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、2回目の弘委員のご質問について、お答えさせ

ていただきたいと思います。

2点、主な内容としてございましたように、今後の国の動向に関しましては、自立支援法の廃止を4年以内にうたわれておられまして、一定、新しい障害者総合福祉法という、仮称ですけれども、そういう法律を検討されているというふうに伺っております。応益負担から応能負担へという流れで、今後も制度設計をしていくということで聞いておられまして、先日、新聞報道等では、非課税世帯の方に関しては利用料をゼロにするという方向性を打ち出すというお話もあるように、今現在、利用者負担の減免ということで、非課税世帯の方、年収80万円以下、障害基礎年金2級をお持ち程度の方でしたら、一月利用料1,500円という形ですけれども、さらに負担が少なくなっていくのではないかなというふうなことで、市として見守っていければなというふうに思っております。

今回、市といたしまして、作業所等の移行に、市の単独の補助を一定させていただきまして、それがうまく作用したのかなということで、北摂を見させていただいても、市内の非常に多くの福祉作業所等が、新しい給付費の方の体系に移行できたのかなというふうに思っております。やはり事業所の安定ということが、今後福祉作業所からサービスの事業所ということになってくるかとは思いますが、やはり障害者の方が日中活動ができる場というのは、旧の福祉作業所等が一定担っておりますので、今後とも国の動向を見ながら、また事業所の運営の安定を見ながら、市として一定、現在も補助しておりますけれども、考えていく、見守っていく必要があるのかなというふうに思っております。

○森西正委員長 阪口参事。

○阪口保健福祉部参事 乳がん検診バスの増車といたしますか、配置についての次年度以降に向けての取り組みでございませうけれども、実はこの検診バスにつきましては、平成20年度までは、財団法人大阪がん予防検診センターと、同じく財団法人京都予防医学センターというところに委託をしておりました。私どもは、この2者体制で一応維持をしておりましたが、今年度から、財団法人京都予防医学センターが、いわゆる排ガス規制の関係で、どうも車両が大阪府内に乗り入れることができないというふうな事態になりまして、急遽、別途、医療法人恵生会というところに、この検診をお願いいたしました。これも急遽ということございまして、これ年度の前なんですけれども、なかなか増車が難しいという中で、何とか大阪がん予防検診センターと、この医療法人恵生会を合わせて25日を確保したというのが実情でございまして。これは、私ども当初考えておりました健康カレンダーにもあります日数に比べると、かなり回数の増を図れたというふうには、今年度については考えております。次年度以降につきましても、もう夏場から文書で、この医療法人恵生会とがん予防センターには、少なくとも今年度並み以上の確保をお願いしたいということで申し入れを行いまして、予算編成時にも再度催促をいたしまして、何とか前年度並みは確保できる状況にあるのかなとは思っております。それと、土曜日の検診についてもご配慮いただきたいということで、来年度については土曜日での検診も、回数増が図られるのではないかなと。これはまだ、財団法人の方も、この検診バスについては、当然ながら本市だけではなくして、他の市町村も利用しておるものでございまして、どうしてもパイ

の奪い合いになってしまうというところがございまして、その辺の調整をこれからして年内に確定するだろうとは思いますが、少なくとも今年度の回数については維持していきたいということで、夏ぐらいから一応努力はさせていただいてるところでございまして。

○森西正委員長 東澗課長。

○東澗生活支援課長 まず、生活保護の来年度予算の要求ですが、現在の状況を踏まえて予算要求をしていきたいと考えております。義務的な経費でございまして、制限されることはないものと考えています。

次に、ハローワークのワンストップ・サービス・デーについての対応ですが、本市からは私が、11月30日にハローワーク茨木に行き、対応してまいりました。そのとき、ハローワーク茨木管内で、茨木市、高槻市、島本町の職員もまいって対応しています。そのときに相談に来られた方は26名おられました。摂津市に係る方につきましては、そのうち3名おられました。

次に、就労支援相談員の状況ですが、対象者には個々に就労阻害要因がありますので、その解消に向け取り組んでおります。ケースワーカー、それに就労支援相談員、ハローワークの就労支援ナビゲーターが連携をとりながら、就労に向けた支援を進めています。

○森西正委員長 弘委員。

○弘委員 3回目の質問になりますが、障害福祉にかかわっては、今言われているとおり、国の動向については、これからまた変わっていくということでありまして。これまでもさまざま制度が変わってきた中で事務量の増加や混乱等もあったんじゃないかというふうに思いますけれども、適切に利用者の方たち、また障

害のある当事者の方たちの暮らしを、しっかりと摂津市で守っていただけるようお願いしたいというふうに思っています。

また、福祉作業所、今、制度移行もしてやっています中でありましてけれども、例えばこの制度の報酬が、月極めから日額制に変わったというようなことで、その日、通所が少なかったり、摂津市では大きな影響があったというふうには聞いていないんですけれども、新型インフルエンザ等で、例えば事業所閉鎖みたいなことになったら、そこで補助金が全く下りてこないような状況になってしまうような、そういうこれまでの制度でもあったわけですから、これは4年後の法改正というふうなことの見通し、今のところはそのようになってますけれども、その中でも必要な対応、また改善策等についても検討していただきたいと思います、要望にしておきたいと思えます。

それから、生活保護のかかわっての部分では、ご説明いただきました、このハローワークのワンストップ・サービスについても、今回は11月30日の1日だけ実施ということで、これも報道等を見てましたら、その場では相談を受けて、その市役所に申請にというふうなことでワンストップで、その場で処理できるというふうなことではないというようなことでありましたけれども、そういった形で直接ハローワークの中の状況とかも、東澗課長が行って、摂津でも3名の方がそこに相談に来られたというふうなことでありますから、今後引き続き、そういったところとの連携も強めていくことが大事なのかなというふうに認識しています。

また、本当に就労意欲があっても就労できない、そういう状況が現状であるというふうなことでいいましたら、生活支援課だけで取り組める問題でもない。

社会全体が今、変わっていかねばならない、そういう働きかけも市として、また私たち議員としても全力で頑張っていきたいというふうにも思いますし、またその中で、適正な事務ということでお願いしたいというふうに、この点も要望にしておきたいと思えます。

あと、がん検診の部分で、乳がんのバス検診の点、ご説明いただきました。ちょっと説明を聞いてる中で、先ほどの子宮がん検診ともかかわって感じてるんですが、子宮がんの方は、そのバス検診以外、市内の一つの医療機関と、それから今回から茨木市、吹田市のそれぞれの医療機関も利用できるような体制になってるというふうなことです、乳がん検診の方はそういうことができないということなんでしょうか。また、どうしてできないのかというようなことを教えていただけたらと思えます。

3回目の質問とさせていただきます。

○森西正委員長 阪口参事。

○阪口保健福祉部参事 乳がん検診につきましても、実は子宮がん検診同様、吹田市の医療機関、医師会にもお願いをした経緯がございますが、この乳がん検診につきましても、先ほど申しましたように、マンモグラフィとドクターの指触診が必須条件でございまして、キャパとしまして、それぞれの、吹田市での市民の受診、茨木ももう精いっぱい、なかなか摂津市民まで、子宮がん検診同様受け入れる体制には、残念ながらないということでございましたので、どうしても本市の場合、検診バスに当分頼らざるを得ないということでございます。

私どもといたしましては、妊婦検診のときに、当然ながら他の医療機関で受けられますので、そのときに受診を促進させていただいて、今回のクーポン券を活

用していただくというふうなことも言っております。ただ、40歳以上ということですので、なかなかその辺は難しいんですけれども。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 今回の説明を受けて感じたんですが、摂津市も医療機関の点については、三島医療圏域や、また北摂といったことで、周りにそういう医療機関もあるということで、医療体制については全国的には整ってるんだというふうなことを、この間何度か、議会の中で説明もあったかと思うんですけれども、こういうところで見ましたら、やはり市内に信頼できるというか、整った医療機関がないということが、市民の皆さんにとっては不利益になるというふうなことがあらわれているのかなというふうに感じます。そういった点では、婦人科や、私どもこの間もずっと言ってきました産科や小児科、いろいろな、そうした、今、全国的に医療大変だと言われている状況ですけれども、そういうところの今後の見通しや働きかけについて、また担当課から上にも上げていくような、そういうことでお願いしたいというふうに、この点について、最後要望を申し上げて、私からの質問とさせていただきます。

○森西正委員長 ほかにございませんか。

本保委員。

○本保加津枝委員 それでは、数点お聞かせをいただきたいと思っております。

まず8ページの歳入の方ですけれども、民生費負担金の方で、社会福祉費負担金としまして537万5,000円。これが、介護職員の処遇改善の交付金ということで、268万円ということですが、説明をいただきましたときには、主にせつつ桜苑の介護職員の待遇向上費ということで、議場ではご説明

をいただきましたが、もう少し詳しく、これの中身についてご説明をいただきたいと思っております。また、人数、お1人当たりの金額などについて細かく、わかる範囲で結構ですので、お聞かせいただけたらと思っております。

また、これでどのような形で反映されていくのだろうかということで、どの程度の改善がなされたのか、そういった点でも、現状、推測でも結構ですので、この中身についてお聞かせをいただきたいと思っております。

あと12ページの、これは歳入歳出両方に計上されておりますけれども、子育て応援特別手当の件でございます。国の方針が廃止ということで、9,457万5,000円全額マイナスということになりましたんですけれども、昨年、平成20年度分として実施をされましたときに、かなり大きな反響があって、ことしも予算計上されていると、関連法案の中に入っていたということで、こちらの方も計上されていまして残念ながら新政権のもと廃止ということになりました。これについて、やはり大変残念だという声が多く、私どもの市民相談の中でも、期待をしていたのにということでお声をいただいているわけですが、これによりまして、どれぐらいの世帯の方が影響を受けられたのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

また、これに対しまして、全額国からということですので、本市としましては計上したものを減額するということが、形的にはそれで終わる話のことかもしれないんですけれども、本市のこういった現状に対する、新政権が来年子ども手当を出すという形で、それも半額ということになっております。また、所得制限をするべきであるということと、しない

でそのまま所得制限なしで子ども手当を支給しようという政府と、また閣僚間での話の中で、さまざまな形での意見も出ているところから、中身についてもまだ、当然のことではありますけれども、決定をされていないというような現状でございます。これについて、本市のできる範囲でのことになるかと思えますけれども、国へのこの対応に対して、どのような形で、ある意味申し入れなどをされたのかどうか。この点についてもお聞かせをいただきたいと思えます。

あと、15ページの生活保護費の増加の点についてでございますけれども、先ほども委員の方からご質問もありましたけれども、ハローワークが今回、ワンストップ・サービスを実施したということで、これが今後浸透していきますと、かなりの数がハローワークの方から流れ込んでくるという可能性も考えられます。そこで、社会現象もありまして、生活の苦しい方が極端に年末に向けて、各企業でのボーナスのゼロですとか、あるいは大幅な減額等々によりまして、生活破綻を起こしている方がかなりふえているというのが現場での状況でございます。どうしても生活保護の方に申請をして頼らなければならないという方もいらっしゃいます。これで今回も1億8,100万円ということで補正額が計上されて、かなりの金額の増額になっていて、先般も議場の方で、年度による増加をお示しいただいておりますけれども、昨年、ことしと比べますと、非常に大きな幅でふえておりまして、これにつきまして、現場では単なるうわさも含めてということになりますけれども、生活保護を受けているのに、母子家庭であるはずなのに、毎夜お父さんが家に帰ってきていると。あるいは生活保護世帯であるのにもかかわ

らず、朝から遊興店舗の前に、列をなしている中にその人の姿を毎日のように見かけるとか、あるいは喫茶店で毎朝コーヒーを飲んだり、いわゆる世間で言うモーニングをしていると、こういったうわさが絶えないわけでございます。これに対して、生活支援課の方々も、ケースワーカーの数に制限もありまして、一々、毎日毎日立ち会って、介入をしたりして、現場を検証することもなかなか難しいというのが現状であるとは理解をしておりますけれども、一たん、保護申請された方の中身については、要するにきちんとされている方について、この人は働けないんだという方に対する対応は、もちろんそれで現状のまま、丁寧にきちんと生活支援課の方で、ケースワーカー等も現状を見ながら指導をしていただいているということは、私の方も認識しているんですけれども、こういった、うわさですから、それを突きとめるというのは非常に大変なんですけれども、現状そういった声が市民の方から現場の方には入っているのか、いないのか、この点についてお聞かせをいただきたいと思っております。また現場からの声が、市民からのそういう通報等があったときに、どのように対応されているのか、この点についてもお聞かせをいただきたいと思っております。これは、生活支援のための生活支援課の皆さんが、人数も少ない中で、非常に献身的にケースワーカーとして努めておられるということは十分認識した上での質問でございますので、その点考慮されて、現場での市民の声に対する対応について、どのようにお考えであるのかということをお聞かせいただければよろしいかと思っておりますので、お願いをいたします。

○森西正委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 それでは、せっつ桜苑に係りますご質問に対しまして、ご答弁申し上げたいと思います。今回の補正につきましては、せっつ桜苑で実施しております施設介護、短期入所及び通所介護に係る委託料につきまして、本年4月分からの介護報酬のアップ、本年10月分からの介護職員処遇改善交付金の交付及び利用人数の見込みの相違から、施設介護、通所介護につきましては増額、短期入所につきましては減額を行い、これと同額分を、歳入におきまして介護サービス保険者負担金、利用者負担金及び介護職員処遇改善交付金として計上させていただきます。

具体的には、介護報酬のアップにつきましては、せっつ桜苑では一定割合以上の介護福祉士を配置しているということから介護報酬の加算があったこと、また本市の場合、地域区分が特甲地となっておりますが、施設介護と短期入所につきましては、この地域区分ごとの1単位当たりの単価がアップしております。なお、通所介護につきましては、単価がマイナスとなっております。

介護職員の処遇改善交付金につきましては、介護職員の処遇改善をさらに進めるために介護報酬とは別に交付されるもので、国が10分の10を負担することになっております。交付額は、介護報酬総額に、サービスごとに定める交付率を乗じたものとなっております。事業期間につきましては、平成21年10月サービス分から、2年半となっております。今回は平成21年度収入分として4か月分を計上させていただいております。

それから、ご質問のもう1点、現在せっつ桜苑におきましては、非常勤職員を含めまして、先ほど申し上げました事業に従事している職員は10月1日現在で7

9名おられます。4月からの介護報酬のアップ分につきましては、7月から非常勤職員も含めて、全職員の基本給のアップ、それから資格手当のアップ等を行っております。

また、介護職員処遇改善交付金分につきましては、国の制度では介護職員のみが対象となっておりますが、せっつ桜苑におきましては、11月から非常勤職員も含めた全職員に、新たに別途手当を設けております。

○森西正委員長 稲村参事。

○稲村保健福祉部参事 子育て応援特別手当につきまして、ご説明させていただきます。

15ページにございますように、負担金、補助及び交付金ということで、9,000万円の減額をいたしております。この9,000万円が子ども手当の額ということでございまして、1人3万6,000円でございますので、2,500人分をもととは計上いたしておりました。大体1歳につきまして800人台ということで、対象数をこのような形で予算化をしていたものでございます。

国への申し入れということでございませうけれども、私どもといたしましては、今回の子育て応援特別手当につきましても、突然の廃止ということであったわけでございますが、今後、来年度以降言われております子ども手当につきましても、ご指摘のとおり所得制限があることになるのか、ならないのか、それによりましてシステム改修とかいろいろなことも変わってまいりますし、また今後どうふうに制度設計をしていくのか、そこについて、来年度の予算ともいろいろ苦慮をしているところではございますけれども、国の制度自体がどうなっていくのか、いろいろな情報収集に努めているという

ところでございまして、特段の申し入れということはないというような状況でございます。

○森西正委員長 東澗課長。

○東澗生活支援課長 生活保護の適正実施ということで、市民の方からの通報等があった場合の取り組みですが、具体的な内容につきましてお話があった場合は、担当ケースワーカーに状況を話して確認する方法をとっています。ただし、通報があった方に対する対応ですが、これは地方公務員として守秘義務がございますので、その方が保護を受けているかとかいうふうなことはお答えできませんので、お話を聞くだけにとどまってしまう。

その内容につきましては、先ほど委員からご指摘がございましたように、毎朝喫茶店でコーヒーを飲んでいるとか、パチンコ屋にいるとかいうふうな話もありますが、これにつきましては、生活保護の最低生活費の基準内で生活されておられる方につきましては、健康で文化的な生活が憲法で保障されていますので、私どもでそれを注意するところまでは至らないのが実情でございます。

それと、母子家庭の方で、ご主人が夜に帰ってくるということにつきましては、私どもは、夜まで調査することができませんので、状況に応じて地域の民生委員さんと連携をとりながら対応しております。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 この介護職員の処遇改善の点につきましては、別途手当また基本給その他手当についてアップをしているということでご答弁をいただいておりますけれども、またせつつ桜苑の職員さんに対しては、正職だけじゃなくて非常勤の方も含めて、待遇改善をしているということで、今ご答弁をいただきまし

たけれども、この手当が一応、基本パーセンテージですとか、基本額にするとかということも議論されましたけれども、現状で幾らぐらい、あるいはその別途手当また基本給というのがどういう形でついているのか、もう少し詳しくお聞かせをいただければと思います。

2点目の、子育て特別手当の廃止につきましては、現場でもかなり大きな混乱があって、担当課では非常にご苦労されたこととっております。また国の方も、私どもも意見書等を上げて、何とか今年度だけでも、この3万6,000円という、子育て世代の方につきましては、非常に大きな金額でございますので、実施をするよう、復元していただきたいということで、私どもの方も申し入れを、党としてさせていただいておりますけれども、こういったことに対して100%国の方からの支援の場合は、市区町村の方で何かしらの形で国に申し入れをしていくということは、非常に困難なことであるということは承知をしておりますけれども、やはり何とかアクションを起こしていただけたらなというふうには感じました。

現場からは、どうなっているのかということもテレビのニュースあるいはマスコミ等の報道等で知る以外にはないということで、現場もあきらめムードといいますか、初めはどうかということでしたけれども、自然に、もう仕方がないなというような雰囲気も最近では感じておりますけれども、何とか、本市も財政がもう少し潤沢であれば、施策としてもこれに準ずるなにかしらの形をとをお願いをしたいところでございますけれども、本市の財政状況も非常に厳しいところから、難しいことかなというふうには考えておりますが、この子育て応援のための

特別手当の廃止につきましては、子ども手当の実施まで約1年半以上の、来年までですね、正規に実施されるのが平成22年度からだということですので、タイムラグということも考えますと、本来でしたら何らかの形で支援をしてあげていただきたいなというふうには思っております。

100%国の支出ということでありませぬけれども、国の負担金に対してでも、やはり現場で、相当これをするための、全額減額になっておりますけれども、目に見えない形での費用も消費されているというふうには思いますので、現場の作業されている職員の皆さんの労働時間を考えてでも、やはりこれは何らかの形で、難しいことかもしれませんが、現場は非常にこの対応に苦慮し、それでもって時間も費やしているし、労力も使っているんだということで、廃止をするなら廃止をするので、何らかの形でそれを補てんするような施策を設けるべきだというような声は、今後こういった状況が起こりましたときには、ぜひ上げていただきたいなと、このように思っておりますので、要望としておきます。よろしく願いいたします。

あと、生活保護のことでございますけれども、ただいま課長の方からご答弁をいただきました。実際問題、夜の時間帯まで、警察ではありませんので、張り込みをするというようなわけにもまいりませぬし、これ非常に難しい問題だということは分かっております。

個々にお話をしたときに、それが単なるうわさであるときもあります。お名前を上げて言われたときには、私の知っている範囲でしたら違うということがわかれるときもありますし、受けておられない方に対しても、誤解がある場合は、違い

ますよということだけは申し上げます。だけれども、先ほどもおっしゃいましたように、個人情報という前提もありますので、詳しい立ちいった話というのはなかなかしにくいものでありますし、また日本人の気質と申しますか、ご近所ですととか、同級生の親ですととかいうことで、名前を直接言って通報するとか、本人に直接注意をするということは、自分に被害がはね返ってくるのを恐れるという点で、陰では言っても正面切っては言わないと。でもわかってるんだよということは絶えずおっしゃいます。その責任が、生活支援課の方がもっと厳しくすべきじゃないかというような方に向けているのが現状でございます。

生活支援課の方も、そんなに豊ではない職員の数で、一生懸命やっておられるというのはよくわかっております。私も個人的に目にしますのは、ふだんは大変清潔な感じで日常過ごしておられますのに、こちらの方へ来られるときは非常に、それに反するような服装で来られているというような方もいらっしゃいますし、現実に本当に保護費の中で精いっぱい頑張っておられる方もいらっしゃいます。しかし年金問題等、額が少なくなり、持ち家の方が生活保護を受けられずに、低額の年金で日常本当にかつかつの生活を過ごしておられる、何とか生き延びているというような現状の方もいらっしゃいます。

こういった、仕事がなくなって、収入がなくなって、預金もなくなれば、生活保護申請をすればいいんだというような悪しき風潮も、現状では芽生えつつあるかということも感じております。こういったことに対する、やはり抑止をするような方向での施策の打ち出しも、非常に大事ではないかなというふうに思いますし、

ハローワークでワンストップで流れてくる方たちに対する対応も、非常にこれからしっかりと取り組んでいかなければならない重要な問題に、やがてなってくるかと思えます。

対策を講じていただくのは、原課の方でお考えをいただくことになると思いますが、やはり短期でしっかりと対応した上で指導して、短期で生活保護の支援を区切っていくということとか、あるいは各課との連携もしっかり強めていって、福祉事業等々も連携をとりながら、職業の情報等も流せる状況であれば流していただいたりして、自主的な職探しを促すような形で、とにかくハローワークに行ってくださいということでは、これからは済まなくなってしまうので、その点についても、産業振興課等々とも連携をとっていただけたらなというふうに思っております。

また、これは国の施策の問題点でもありますけれども、生活保護費は要らないけれども、病院代が払えないんですと。年金で精いっぱい生活をしていても、病院に入院した途端に入院費の方がかさんで、生活ができませんというお声をよく耳にしますので、国の政策としてやっていただかなければ無理なことは当然わかっておりますけれども、医療費の方の保護を何とか分けて設けることができないのか等々も、現場で常に感じている問題点でございます。

本市だけの取り組みとしては、かなり難し過ぎる問題かとも思いますけれども、今後こういった観点からも、しっかりと対応・対策につきましてはお考えをいただいて、現場で自立をさらに促していくような方向で、これはむやみに厳しく取り締まってくださいとか、むやみに厳しく指導していただくということでは、決

してありません。現場でしっかりと、生活保護を受給される方について、どういうふうな形でこの生活保護を受給している期間を過ごしていただくのかということをお話をしてあげていただきたいと思いますと思っております。

私どもの方も、生活保護法というのがあるのを、最初議員になったときに教えていただきました。そちらの方も自分なりに勉強もさせていただきましたけれども、中に掲載されていることでも、受給者自身が知らないこと等もありますので、そういった点についてもきめ細かく、やはり指導の方をしていただけますように、日常業務に追われて、非常に厳しい現状かとは思いますが、ぜひこういったきめ細かな対応にお取り組みをいただくように要望しておきたいと思っております。

○森西正委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 職員の処遇改善として、基本給のアップや、別途新たに手当を設けてるということで、その内容についてのご質問でございますけれども、4月分からの介護報酬のアップにつきましては、目的としては介護職員の処遇改善ということでございますけれども、必ずしもそれが義務づけられているわけではございません。しかし、せつつ桜苑の場合におきましては、ほぼアップ分に相当する分について、職員の処遇改善の方に回させていただいております。また10月からの交付金の分につきましては、これはいわゆる職員の処遇改善に使うということが義務づけられておまして、きちっとした改善計画等を出して、それに基づいた取り組みが求められております。

せつつ桜苑におきましては、多種多様な職種や、それから経験年数等によりまして、なかなか基本給の部分等について、こちらの方で十分、その具体的な数字に

については把握できておりませんが、先ほど申し上げましたように、基本的には介護報酬のアップ部分や交付金の部分については、処遇改善に使われているというふうに認識しております。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 その細かい点まではなかなかわかりにくいということでございますけれども、介護職員さんのさまざまな職種があって、でも現場の方に行かれる方等々のお給料の点について生活ができないし、仕事がきついで人材の確保が難しいというようなことが、かなり注目を浴びております。そのほかについても、やはりこの介護職が、これから大きな日本の経済の中心になっていくのではないとも言われておりますので、そういった中でリサーチをきちんとしておいていただくということも、委託事業であってでも大事なことはないかなというふうに思っております。

今後この点について、またさらに内容について、充実した資料等が出されることを要望されていくと思いますので、この点についてはなかなか、1人幾らとかということについては、職種によってということで、今ご答弁いただきましたので、金額まで明示することはできないかもわかりませんが、おおむねこういった職種の人についてはこのような状況になっていますということが今後ご説明をいただけるようにしておいていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○森西正委員長 ほかにございますか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、私の方からも幾つか聞かせていただきたいと思うんですが、まず、介護職員の改善ということで、せつ桜苑にお金が。これは見込み違い

というような説明もありましたが、これ、せつ桜苑だけが対象だというふうに、ちょっと聞いたんですけれども、そうするとこれは、制度の改善とかいうことではなくて、せつ桜苑だけが補正を組むというような形になったのか。せつ桜苑だけになった理由をお聞かせいただきたいと思うんですが。

それと、障害福祉サービスの中身を、いろいろ聞かせていただきました。利用者にとっては、これは給付の改正ということですから、変化はないというふうに理解していいのかどうか、利用者にとっての変化をお聞かせいただきたいと思えます。

それと、保育所運営補助、障害児保育、これも単価基準の引き上げということなんですけれども、利用者にとっての変化を聞かせていただけたらと思えます。

それから、生活保護費は非常に増大しているということで、また来年の3月末、年度末までに増大をしていくというときに、国への支出金の流れとか、これがどういうふうになっていくか、ちゃんと来るのかなというのを聞かせいただきたいと思えます。

それと、がん検診の話もされておまして、乳がん検診のお話、私、伺っておりますと、結局マンモグラフィを持った婦人科が市内に来て委託ができるのが一番いいのかなと思うんですけれども、そういった婦人科や小児科をふやせという話は、何度もやらせていただいているんですけども、そういった取り組みについて、お聞かせいただければなと思えます。

それから本会議で、斎場費の問題、山本議員が聞いておりましたけれども、ちょっと聞きましたら、地元というか別府の自治会の方に一応打診はあったというようなことなんですけれども、大元というか、

所在地の南別府には説明がされていないんじゃないかというようなことをお聞きしましたんですが、その辺の本当のところをお聞かせいただきたいと思うんですけども。耐震もして炉の更新もということであるなら、この場所にずっと斎場が存続していくということになるかと思うんですけども、こういった丁寧にやろうとしていることですね。これやったらいかんというわけではないんですけども、地元の理解を求めておかないと、それこそあとでもめるということにもなるかと思えますので、もう一度、南別府での説明はどんな感じかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○森西正委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、山崎委員のご質問にありました、利用者の方のことについて、お答えさせていただきます。

利用者の負担の減免制度は、平成20年7月に大きく変わりました、ご本人もしくは配偶者のみの収入で見るということになってございますので、福祉サービスを利用されるという方は、障害基礎年金等の生活の方が多ございますので、収入といたしましては非課税になっている方が多ございます。今までの課題でございました、世帯単位で見ていると、例えば保護者等の方がおられますと、その方の収入で課税世帯というふうになってた状況ではございますが、この平成20年7月の改正で、ご本人の状況ということで、ほとんどの方が非課税世帯というふうになりまして、利用料の上限が1,500円です。先ほどの通所サービスを利用されますと、1割ということになりますと、大体、金額に差はあるんですけども、500円から700円の範囲内となります。場合によっては1,200

円という場合もございませぬけれども、利用を2回から3回以上されると、上限の1,500円に達するということでございませぬので、利用されている方に関しましては、今回の改正でふえたというような状況ということにはございませぬ。今回、給付の移行ということで、利用者の方のサービスがふえたということではございませぬ。

また、作業所の方を利用されてございました方は利用の負担がございませぬので、先ほど言った1,500円、この4月から一月かかっているんですが、この1,500円の基準といたしましては、作業所等工賃、国の平均で3,000円ぐらいということで、その半額の負担でしたら、利用者の方が利用できるのではないかとということで、一定、私たちの方も心配してましたが、この4月から半年の状況を見させていただきますと、利用者の方が減ったということではなく、逆にふえたということで、細かい数字も、作業所ごとにばらつきあるんですが、大体利用者の方の利用回数等は、4月、10月に移行した分もあるんですが、4月時点では件数としては87人の方ですね。回数としては1,518回利用してございますが、10月時点では104人の方が利用してまして、利用回数でしたら1,759回ということでございます。利用者の方、いろいろな方が必ずしも週5回行くわけではございませぬので、週1回の方とかもございませぬので、ばらつきはございますが、月当たりの件数で言いますと、20%ふえておりますし、回数で言いますと16%ふえてるということで、作業所等利用負担がございませぬでしたが、今回の利用者の給付費の方に移行しましたが、おおむね負担が少なく利用できてるのかなというふうに思っております。

す。

○森西正委員長 稲村参事。

○稲村保健福祉部参事 それでは、児童福祉総務費の保育所運営費負担金、また民間保育所運営補助金、障害児保育補助金について、ご説明をさせていただきます。

今年の7月に、保育所運営費負担金単価に係る定員区分及び単価改正がございまして、4月にさかのぼって実施をするという通知がございました。これに伴いまして、今回、保育所運営費負担金の増ということを上げさせていただいております。また、当初の見込みよりも保育所の入所の児童数が増加したということとあわせまして、増で、補正予算として計上させていただいております。この保育所運営費負担金がふえますと、運営費補助金が負担金の13%で補助を行っておりますので、ふえるということになります。増額を予算として計上しております。

また、障害児保育補助金につきましては、当初の見込みよりも障害児保育を申し込まれるお子さんがふえたということから、加配の保育士の補助金がふえまして、今回702万円の増ということで上げさせていただいております。したがって、利用者にとってどうなのかというご質問でございますけれども、保育料の増とかそういうことについては今回はございません。変化はないということでご了解いただきたいと思います。

○森西正委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 せっつ桜苑についてでございますが、今回の補正につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、職員の処遇改善に伴う経費の増大と、利用者につきましては、当初見込みよりサービスによりまして増減があっ

たということによるものでございます。

せっつ桜苑だけがというご質問でございますが、こうした状況につきましては、介護施設につきましては、当然あることかというふうに思いますけれども、せっつ桜苑につきましては市立施設ということで、各事業につきましては事業者の方に委託料という形でお支払をし、それに相当する額が国保連合会の方から、保険者負担金あるいは今回の改善交付金という形で入ってまいりますので、今回計上させていただいたということでございます。

○森西正委員長 東澗課長。

○東澗生活支援課長 生活保護費の国庫支出金の流れについて、ご説明いたします。

扶助費は4分の3が国庫負担金で賄われております。毎月執行額を国に報告しておりますので、今回の補正分につきましても請求してまいります。生活保護は、国の法定受託事務でございますので、請求した額が認められないことはないものと考えております。

○森西正委員長 阪口参事。

○阪口保健福祉部参事 乳がん検診につきまして、委員ご指摘のように、マンモグラフィを備えた医療機関が市内にあれば、私どもとしても、市民にとっても、一番いいことであることは間違いのないと思います。ただ、この乳がん検診につきましては、産婦人科、婦人科ですべて受診可能ということではなしに、いわゆる乳腺外来の外科ということになりますので、産科・婦人科ではないということは、まず前提としてあるとは思いますが、それで、この産科・婦人科同様、この乳腺外科につきましても非常に設備そのものが少ない、キャパが少ないということもございまして、従来から三島医療圏での協議の場では、常に議題になりまして、私

どもも要望させていただいておりますが、なかなか全国的な医師不足あるいは乳腺外科がなかなか拡大しないというのが実情でございます。今後とも、これに関しましては、特に国なり、あるいは三島医療圏での協議の場で粘り強く訴えていきたいと考えております。

それと、別府斎場の改修でございますけれども、今回の補正で耐震の実施設計を掲げておりますけれども、当初予算でも一部ご説明をさせていただいておりますけれども、もともと炉の部品といいますか、機器を取りかえるということで、新しい機器になった場合、重さに耐えられるかという構造上の問題もございますので、それをクリアするというので、そのための計算をしなければならないと。この建物が昭和54年の建物ということで、いわゆる新耐震基準の昭和56年度以前の建物ということで、あわせて今年度、耐震の設計をした、いわゆる耐震審査を、新年度予算で計上させていただいております。あわせて耐震診断を行ったわけでございますけれども、その結果、炉の更新に先立ってやるためには、今年度中に実施設計をしなければならないということで、急遽補正を上げさせていただいたような事情がございます。

地元への説明でございますけれども、私ども、通常斎場といいますか、火葬場もなんですけれども、新設、増築、改築の場合、これは大阪府条例で100メートル以内の方への説明が義務づけられているところです。私どもといたしましては、本工事につきましては、当初、当然ながら村の墓地に併設したところでございますので、ここの利用者の方々、いわゆる別府地域なんですけれども、このの方々についてはきっちりと説明が必要ということで、説明をさせていただきまして、

一定了解をいただいております。今、委員ご指摘のように、南別府地域につきましては、先ほど申しましたように、工事が府条例で決められているところに該当しないということもでございます。それともう1点は、いわゆる設備の改修といいますか工事ですので、特段工事車両が頻繁に通ったりとかいうことはないということから、ご指摘の南別府の地域には、現在のところ説明の機会を持っておりません。委員ご指摘のように、今後これをやると、また少なくとも20年ぐらいあるいは30年、耐用年数が延びることになりますので、地域にとりましても、またこの施設が残るとということになるということから、説明をということでございますので、この点に関しましては、一度、南別府町の自治会長にお会いする機会を得まして、私どもの方から一度ご説明をさせていただきたいなと思っておりますので、今後取り組んでいくということで検討させていただくということで、ご了解をいただきたいと思います。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 介護職員の改善ということで、せつつ桜苑に支給なんですけれども、この介護委託は、市の施設ということではあるんですけれども、この介護委託は、ほかにはないんでしょうか。要するに、ほかから見込み違いとかいうのは出てこないというのは、ほかに委託しているところがないということなのかどうか、ちょっとそれもお聞かせいただきたいと思います。

あと、事業福祉のサービスについて、基本的には利用者にとって変化がないということだと思っておりますけれども、事業所にとっても採算とれない移行ということにはならないということで、いろいろ検討された結果だと思うので、弘委員が言っ

たように、しっかりと作業所がきちんと運営できるようにしていただきたいと思っています。要望で結構です。

保育所の方もよくわかりました。利用者にとっての変化は、基本的にはないというところですね。

保護費もよくわかります。

なかなか、市民病院もないというか、いろいろな形で病院が少ないというところでは、ご努力していただきたいということで結構だと思います。

斎場の問題、先ほど言われてましたように、設備が地元、100メートル以外ということであれば何もないということなんでしょうけれども、もうちょっと距離をあければ人家も当然あの裏の方にはあるわけです。何かやろうとしたときに、やはり地元の了解を得ることが非常に大切なのではないかなと思っておりまして、ぜひ、決まってから説明に行くというのではなくて、やはりこういうことをしていきますという話は、丁寧過ぎるということはないと思いますので、しっかりとやっていただきたいと思って、これも要望としておきたいと思っています。

介護委託の方があるかどうかだけ、お聞かせいただきたいと思っています。

○森西正委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 介護保険の制度に基づきますサービスにつきまして、事業委託をしているのは、せつつ桜苑だけでございます。

○森西正委員長 それでは、嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 2点だけお聞かせいただきたいと思っています。

生活保護のことにつきまして、それぞれご質問ありまして、答弁をいただきました。弘委員の質問に対しまして、東澗課長から答弁をいただきまして、平成21年3月には780世帯であったのが、

平成21年10月では81世帯ふえて861世帯になったんだというようなことで、非常にふえてるんだなということ、この数字を見ても感じるわけなんです。この今の状況を考えて、次年度の予算も要求していくんだというお話があったんですけども、それはそれで、しっかりとさせていただきたいと思うんですけども、やはりこういう状況に対して、どのようにして対応していくのか。例えばケースワーカーの方、保護を受ける世帯の方が単純に1割以上ふえてるわけでありまして、こういう状況に対してどのように今後取り組んでいくのか、その点についてお聞かせをいただきたいなというふうに、1点思います。

それと、女性特有のがんの検診費の補助事業でございまして、これも午前中、弘委員から質問がございました。よくわかっております。理解できました。ただやはり、この目的ということを考えていくと、女性の方にみずからの健康状態を把握していただくということで、やはり早期発見につなげていこうということで、また行政からすると、将来的な医療費の抑制ということもあるわけなんですけれども、そういう目的をもったならば、やはりこの機会を利用して、さまざまな、例えば啓発事業であるとかをしていかなくはないと思うんですけども、その点につきましてもお聞かせいただきたいと思っています。

○森西正委員長 答弁を求めます。

阪口参事。

○阪口保健福祉部参事 嶋野委員がご指摘のように、がん検診につきましては、自己の健康状況を把握して早期発見に努めるというのは、これは国の計画にも書かれているところで、我々行政として、地方公共団体として何ができるかと言う

たときには、やっぱりこの検診が有効な手段であると、我々認識をしております。

この啓発に関しましては、今年度、国のこういう制度設計がなされまして、節目年齢の方に、健康手帳を添えてクーポン券をお渡しをすることによって、かなり受診が促進されたというようなことが、上半期でも検証はされてますので、これに関しましては、今年度の効果というようなものも十分踏まえまして、次年度以降臨んでいきたいなと思っております。

それと、今年度につきましても、この年末までに、まだ、残念ながらクーポン券を送付した方で受診をされていない、子宮がん検診の方なんですけれども、これにつきましても、再度抽出をいたしまして、個別の受診勧奨をさせていただきたいなと思っております。今準備をしている最中でございます。そういった個別の受診勧奨が、一番受診につながるのではないのかなと、今回のこの国の制度での取り組みの結果、我々としては非常に認識を新たにしていることございまして、この辺は次年度以降での取り組みでも反映させていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○森西正委員長 東澗課長。

○東澗生活支援課長 保護世帯が増加している中、今後の対応についてお答えいたします。

生活保護のケースワーカー数につきましては、過去、平成13年、16年、18年、19年に1名ずつ増員し、現在8名体制になっています。また平成21年度につきましても、女性ケースワーカーも配置し、現在に至っています。

保護世帯の増加に伴いケースワーカーの数もふやさなければ、生活保護行政の適正執行に支障を来すものと考えており

ますので、今後につきましても検討してまいります。

○森西正委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 ただいま生活保護につきまして、担当課長よりご答弁申し上げましたが、委員ご質問のように、非常に近年、受給世帯数がふえてきているというような状況もございます。また、この状況は一時で、例えば経済状況が改善していくような状況でもないことも事実でもございます。こういう中で、この生活保護行政につきましては、ケースワーカーの配置についての一定の指導基準がございますので、この指導基準に照らしてみたとときに、本市は現在既に2名ほど不足の状況も出てきております。なかなか年度途中での配置ということは非常に難しい状況もありますが、新年度に向けては、そういう部分の体制整備を、また人数だけをふやすということではなくて、やはり適正な、生活保護世帯に対する指導ができるような人材の配置ということも含めて、人事の方と協議をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○森西正委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 まず生活保護のことにつきまして、これはきょうの新聞でありましたけれども、千里丘のコンビニエンスストアに強盗が押し入って、その後、吹田市の千里丘上のコンビニエンスストアにも強盗が押し入って、その容疑者がどうもつかまったようでございます。これはまだ、今後の調査なんだろうなとは思いますが、どうも生活保護費を使い切ったということが理由だというようなことが新聞でも書かれておりました。このような状況の中で、やはり今現在の体制の中で、それぞれのケースワーカーの方が担当されている世帯に、私は

きめの細かい指導ということができるとは非常に難しいなというふうに感じておりましたので、部長から今ご答弁いただきまして、今現在でも基準に照らし合わせて2名の不足なんだというようなお話もございましたし、ぜひこれは次年度、当局としても予算要求をしていただきたいなというふうに思いますし、また指導力の育成ということにつきましても、ぜひいろいろな先進的な事例といったものも参考にさせていただきながらお願いしたいなというふうに思います。

それと、女性特有のがんの検診について、受診勧奨していくということで、やはりそれも非常に重要なことなのかなと思うんですけども、それプラス、検診というのはあくまでも発見なのであって、予防ということとはまた別のことだと思うんですね。予防ということ考えた場合には、やはりそのことに対する啓発もあわせてしていかなあかんと。私そこまで詳しくはないんですけども、経皮毒というのが非常に注目されているようでございまして、要は皮膚を通じて毒性の物質が体に蓄積されていくと。女性の場合には、どうもその毒性が子宮にたまっていくというようなことがあるようでございまして、特に頭皮というのが非常に吸収する割合が高いというようなこともわかってきたようでございまして、要は日ごろ使うシャンプーですよ。どういうものを使うのかということも、非常に今後の健康ということを考える場合には重要なんだよということが、どうもわかってきたようでございまして、そういったこともあわせて、その無料クーポンを配るときに、例えば一緒に入れていくというようなことで、私はそういうことにも一定の啓発効果があるんじゃないかなと思っておりますので、さほどお金のほか

ることではないと思いますので、ぜひその点についても、今後、検討をいただければなというふうに思いますので、要望としてお願いいたします。

○森西正委員長 ほかにございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時33分 休憩)

(午前11時35分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第51号及び議案第52号の審査を行います。

本2件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 幾つか、またお聞きしたいと思います。

国保の方ですけれども、基盤安定基金、軽減の補正で歳入がふえておるわけですが、給付も非常に歳出の方でふえてますけれども、これが給付の増に関係なく、今回歳入の方はふえたのかどうか、ちょっと性質をお聞かせいただきたいと思います。

歳出の方は、給付費が非常にふえておるわけなんですけれども、この年度末にかけて、3月末にかけて、どういう見込みがあるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、介護従事者の交付金、これは介護保険の軽減につながるのかなということで、ご説明いただいたんですけども、2年限定ということで行くと、2年後には介護分の保険料が値上げになるのかどうか、そういったことをお聞かせいただきたいと思います。

次に老健の方の、第三者負担でお金が入ってきているわけですが、この第

三者請求の事務委託の性質というか、中身をお聞かせいただければと思います。

○森西正委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 それでは、山崎委員の質問に関しまして、国保特会に係る3点について、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、基盤安定の負担金の増でございますが、この国民健康保険基盤安定負担金と申しますのは、低所得者の方の保険料軽減措置として行われている、いわゆる7割、5割、2割の保険料軽減に伴う保険料減収分につきまして、国府の負担金を得て、国保特会に繰り入れをいただいているものでございます。ですので、今回の補正につきましては、10月に国民健康保険料の軽減措置の額が報告されまして、決まりましたので、基盤安定負担金受け入れの額が決まったということで、増額をさせていただいているところでございます。ですから、給付費の増とは、こちらのほうはリンクをしておりますので、よろしく願いいたします。

それから、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の増額でございます。平成21年度の療養給付費につきましては、3月から7月診療分の集計が11月に出しております。予算現額50億8,760万7,000円に対しまして、執行額が約22億1,000万円となっております。この5か月分の集計に対しまして、改めて12か月分の見込み額を算定いたしますと、約53億円となり、約2億2,000万円の不足が生じる見込みとなったため、補正をお願いするものでございます。

また、高額療養費につきましても同様に、3月から7月診療分の集計が、予算現額の4億8,823万1,000円に

対しまして、執行済額が約2億3,000万円となっており、この額をもとに見込み額を算定いたしましたところ、約1億円の不足が生じることになったものでございます。

増額の内容につきましては、前期高齢者に係る医療費が、当初の見込みに比べまして約8%以上伸びているということが主な原因となっております。伸びの原因としましては、主に単価の増加でございます。

それから、介護従事者処遇改善臨時特例交付金についてでございますが、この分につきましては、国民健康保険の保険者が支出する介護納付金の一部につきまして、介護従事者の処遇改善に伴う上昇相当額分を国が負担するというものでございまして、実務は都道府県の国民健康保険団体連合会が行っているものでございます。

内容につきましては、先ほどせつ桜苑等の方でも質問が出ておりましたとおり、そういう時限的な事業に使われるものであるというふうに聞いております。

この交付金につきましては、平成21年度の料金を据え置いたために生じる赤字分に充当しておりますので、具体的には12ページの介護納付金の財源をご覧くださいと、一般財源が減少しているということでございます。

○森西正委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 それでは、老人保健医療特別会計の、第三者行為の求償事務についてお答えいたします。

第三者行為の求償事務につきましては、交通事故の保険会社との請求でございますけれども、求償事務につきましては、大阪府国民健康保険団体連合会に委託しております。その内容は、求償額の5.1%を、大阪府国民健康保険団体連合会

に委託費として支払うものでございます。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 収入と支出の中身がよくわかりました。前期高齢者の伸びが、団塊の世代が65歳以上にかかってきたのかなというところで、総額が大きくなってくるといふ部分だと思ふんですけども、こういった意味で、市民生活をほんまに国民健康保険が医療の面で支える制度になってくると思ふますので、ぜひともここに、市が支えるという姿勢を示していただきたいと思っております。

介護従事者の分は時限的に、いわば保険料の値上げおさえていただいたという部分で、一般財源を入れていただいている。これもそういった相当分を、ぜひ一般会計からまた継続をしていただいて、保険料は上げないという形の努力をいただきたいと思っております。

委託の方はよくわかりました。結構な金額で、保険からも入ってくることもあるのだなと思ひました。

老健の方は非常に小さくなりましたけれども、ぜひともこれは、国の後期高齢者医療の流れによろうかと思ふんですけども、また、老健制度そのものは、いろいろ問題はあるんでしょうけれども、老人医療を支える仕組みになってたかと思ひますので、後期高齢者医療保険制度は、廃止したらまた戻ってくるのかなと思っております。これについては別にどうということではないんですが、ぜひ健全な運営をお願いしたいと思ひます。要望で結構です。

○森西正委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で質疑をおわります。

暫時休憩します。

(午前11時44分 休憩)

(午前11時46分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第53号の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 それでは、介護保険特別会計の補正予算にかかわってですが、今回の補正で上がっている部分は、6ページの歳入歳出の点で、地域介護・福祉空間整備交付金と、それから施設開設準備経費助成特別対策交付金とそれぞれ使って、小規模多機能居宅介護施設、これを鳥飼下にできると、そこに交付するというようなことと伺ひましたが、この小規模多機能居宅介護施設は、3年ほど前からそれぞれ全国につくっていきこうという動きはあったかと思ひますけれども、これまで摂津市には1か所もできておりませんでした。今回、ここに鳥飼下にできるに当たって、どういう経緯というか動きなどあったのか、お聞かせいただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

○森西正委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 まず、小規模多機能型居宅介護ということなんですが、これは平成18年の介護保険法の改正で、地域密着型のサービスの一つということで、新たに設けられたサービスの一つでございます。

内容的には、通いのサービスを中心に、心身の状態や希望に応じて宿泊・訪問のサービスを組み合わせて、自宅で継続して生活するために必要な支援を行うというものでございます。

これにつきましては、第4期介護保険事業計画が今年度から始まったんですが、その前の第3期の計画、平成18年度から20年度までの3期計画の中で、安威川の以北・以南という二つの圏域を設け

まして、それぞれ各1か所ずつ整備するという計画を策定しておりました。事業をしたいというところの問い合わせ等は、過去も幾つかあったんですが、他市の整備の状況等を見まして、摂津市には参入がなかったというのが実情でございます。この平成20年度に、4期の計画を立てる中で、引き続き安威川以南・以北1か所ずつという計画を継続しまして、その中で、平成20年の11月に市のホームページ等で、事業を実施する事業者を公募いたしました。これにつきまして、問い合わせは数件ございましたが、応募があったのが今回整備を行う社会福祉法人気づき福祉会、この1者のみということでございました。

この気づき福祉会の方から申請のありました事前協議の内容を、平成20年の12月に開催しました摂津市地域密着型サービス運営委員会で内容を審査しまして、設置を認めるということで決定いたしております。これにつきましては、国の方の交付金があるということで、ことしの2月に国の国庫補助の協議を上げておりました、内示を待っておったんですけれども、通常年ですと、大体6月ごろに内示が下りるといようなスケジュールで聞いておったんですが、今回、国の緊急雇用対策でありますとか、政権交代とかの影響があったというふうに聞いてるんですが、その結果、内示が下りたのがこの11月13日ということで、そういうこともございまして、今回の補正予算に計上させていただいております。そういった経緯でございます。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 私も今回、この議案が出てくるまで、小規模多機能型居宅介護という施設も、余り身近になかったというのがありますし、どういうことをされてる

のかなというようなことで、いろいろ調べてみたんですけども、在宅で通所が基本で、必要に応じてホームヘルプや、またショートステイというような利用ができるというようなことで、そういうニーズももちろんあるし、整備していくことがいいのだろうなというふうなことで思っているわけですけども、実際これまで、なかなか手を挙げる事業所も少なかったと。今回も、安威川以北・以南ということで計画はしてますけれども、とりあえず1か所目ということで今回やられるということに至っているのかと思います。

ただ、いろいろ介護事業者の関係者の方にお話を聞いてみましたら、なかなかその運営を考えていったときに、在宅の方ですけども、要介護の介護度が高い方が、ここに登録して利用をしていただく、そういうふうな状況にならないと、やはりその事業を回していく、そういう運営する方にとっては大変リスクが高い、そういうものなのかというふうにも、資料を見る中で感じています。実際、ホームページ上とかでいろいろと、もう既に事業を始めておられる、そういうところなどの声も見てみましたら、なかなか大変だと。またそこで働く介護職員の負担もかなり大きいというふうなことなども見てるんですけども、実際この市内に、こうした新しい形でできるわけですけども、市が独自で運営補助のようなものを検討する必要があるのかどうなのかというようなことが、見る中で感じてるんですけども、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

実際この間、こうした新しい動きが出てきているけれども、なかなかできないんじゃないのかと二の足を踏んでいる事業者がほとんどなんではないかというふうなこともお聞きしていますもんで、そ

の点、教えていただきたいと思います。

○森西正委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 小規模多機能の事業所の運営ということでございますが、これは介護報酬が月額報酬ということで、1回通所したから幾らとか、1回訪問したから幾らということじゃなくて、登録者の介護度に応じて、1か月幾らという報酬の設定になっております。ということで、当初、先行して整備されたところによると、大体規模的に25名登録というのが一定の基準になっておるんですが、なかなか10名前後しか利用者が集まらないとか、ご指摘のように介護度の低い方は報酬単価が低いということで、運営が厳しいというようなところは聞いておりました。そういうところで、なかなか摂津市にも参入がなかったものかと思われれます。

ただ、1点、この平成21年度の介護報酬の改定で、単価自体が若干上がったということと、一定他市でも定着して、利用者数、登録者数もふえてますよというようなことを聞いておりますので、以前よりは、運営はある程度楽になってきたのではないかなというふうに、私どもは思っております。今回手を挙げられた法人さんも、運営は十分できるというような計画を立てておれるということですので、そういうことも踏まえた上で、交付金の申請をするということでございます。

市独自の運営の補助あるいは市独自に介護報酬を設定するというのも、これは地域密着型ですので法的には可能にはなっておりますが、ちょっと資料を持ち合わせてないですが、地域密着型で独自の報酬を設定されているのが、全国で十数市あるようにも伺っておりますが、なかなか摂津市の現状では、独自の介護報

酬の設定でありますとか補助というのは難しいというふうに考えております。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 説明を聞かせていただいて、現状そうなのかなというふうには感じました。ただ本当に必要な施設であれば、なかなかそうしたものが整備されていない状況でありますので、何らか市のとっていく手だても必要なのかなというふうには感じます。

あと、この際ですからもう1点、この小規模多機能居宅介護を地域密着型ということで新しくされるわけですが、従来のデイサービスやショートステイ、ホームヘルプなど、ほかの事業とかかわつての兼ね合いと申しますか、そうしたものが1回目の質問の説明の中で、地域密着型介護施設などの運営協議会ですか、そういうところでは話もして、これに至っているということでもありますけれども、ほかの事業とのかかわりというか、その点について、少し補足で教えていただきたいと思えます。

○森西正委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 この小規模多機能型居宅介護の利用ということで登録された方については、同様のデイサービスであるとかホームヘルプサービス、ショートステイについては、他の事業所では利用できないという仕組みにはなっております。逆に、ほかの事業所のデイサービス等を利用されている方は、この小規模多機能は利用できないということですね。それから、小規模多機能型地域密着型ですので、他市の方の利用もできないと。一定そういう線引きと申しますか、制限ということではないと思うんですが、そのような利用形態ということになっております。

ですので、例えば、この事業所、小規

模多機能に25人の方が登録されますと、他の、例えばデイサービスを利用されている方は25人減るのかなということにはなるとは思うんですが、全体に利用者がふえるというようなことも含めまして、この第4期の計画の中では、その辺は相殺といいますか、この小規模多機能でふえた分はほかで減る、そこに新しい方が入るといふふうには見込んではいません。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 まだ私も、実際のところやられてる事業の中身も見れてませんし、また摂津市でも最初の新しい施設ということで、これから中身がわかってくるのかなというふうなことかと思えますけれども、介護保険全般にかかわって、保険料とそれから受けられるサービス、いろいろな多様なニーズがある中で、本当に地域の中のそういう施設整備に向けて、また引き続き頑張っていたきたいということだけ申し上げて、要望とさせていただきます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で質疑をおわります。

暫時休憩します。

(午後0時1分 休憩)

(午後1時 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第63号の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

弘委員。

○弘豊委員 議案63号についてですが、これは摂津市立みきの路の条例の一部改正ということですが、これも先ほど、補正予算のところでも若干出ましたが、自

立支援法に伴っての制度移行によるものであると認識していますが、来年、年明けの1月から、移行するというようなことで、この時期に至った経過といいますか、この制度移行に伴う機能や経緯について、若干お話が聞けたらと思います。

○森西正委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 施設入所支援の移行に関しましては、摂津市のみきの路の場合にございましては、今回移行させていただいて、非常に給付費等はふえる場合が多いんですが、障害福祉計画でも、計画では、施設入所、平成19年から23年の間に順次移行していくというふうに思われていたんですが、なかなか障害の方の給付費の制度の方、単価等が、今の旧法の単価でしたら、A、B、Cの3段階の単価しかございせんが、新しい自立支援法の単価は、6段階、1から6になっておりまして、実際今回の移行に当たりますとも、今入所されている方、30名おられるうち、A区分の方24名で、B区分の方6名という状況が、今回障害程度区分の方になりますと、区分6の方が11名、5の方が8名、4の方が9名、3の方が2名というふうに、Aの区分に判定されている方でも、非常に障害程度区分に差があるということで、旧法の施設といたしましては、どの区分に判定されるかによって大きく施設の収入が変わってくるということで、全国的に見ましても、移行がほとんど進んでいないと。比較的重度の施設の方で、確実にプラスになるというところしか進んでおりませんので、非常に国としても、移行に関して、例えば以前の分の90%は必ず出しますよとか、そういう形をとっているんですが、現実に至っていないと。そういう状況を見まして、摂津市としまして、まずその施設の方の区分を一定判断していこ

うということで、平成20年度末、21年度前半にかけて、障害程度区分を出させていただいて、移行の方も先ほどご説明ありました、生活介護と、夜間の施設入所支援という形でしたらプラスになるということが一定、給付費等も今回上がっておりますので、そういう状況が平成21年度はっきりしたなということで、移行に踏み切ったというような状況でございます。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 今ご説明いただきましたように、これまで5年間の経過措置の中で、どのように体系を移行していこうか、変更になるのかというふうなことで、検討もずっとされてきたことかというふうに思っています。そういう意味では本当に、自立支援法もできた当時は本当にいろいろな矛盾がある中でやられてきてますし、今回も給付費のアップというようなことに踏み切るきっかけにもなってるのかなというふうなことを、感想として持ちました。

このみきの路も、とりわけ障害の程度が比較的重度の方が多く入所されているというようなことでありますから、引き続き運営について、市としてもしっかり見ていくことが必要だというふうに思いますし、また今回の条例の改正についても、条例は改定しますけれども、施設の通所者の処遇というか、利用の中身については変わらないというふうな認識でよろしいですね。そのことだけ確認させていただいて、質問を終わらせていただきます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 それでは、今の議論をお聞かせていただいて、結局この移行で、みきの路に入る給付というのは、ふえま

すか減りますか。

○森西正委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 ある程度、この試算としまして、平成21年の6月、7月、8月の利用実績を、仮に新体系に移った場合という形で試算させていただきますと、現行でしたら一月当たり974万円ほどの収入になるものが、この新体系に移りますと、同様のサービスを提供して行って、1,244万円という形で給付費が、利用者の方は入所の方だけではなくて、通所のサービスもしておりますので、そのことの上限とかがございますので、一応3か月の平均という形をさせていただきますましたが、一定障害程度区分が出た中では試算できるということで、このような形の給付費の増ということが見込まれるということで、以降の方を検討させていただきました。

○森西正委員長 ほかにございますか。

本保委員。

○本保加津枝委員 ただいまご説明をいただきましたけれども、もう少しお聞かせをいただきたいと思うんです。現場とか旧法が新法になると、3段階が6段階に区分されるということで、給付費がふえるというふうにご説明をされていたように思いますけれども、今後3段階の現状から、6段階に変更、細分化されるということになりました場合は、人数は、今さっきのご説明では同数ですけれども、今後この条例改正によって考えられるデメリットとかというのは一切ないんでしょうか。それとまた給付がふえる以外に、何かメリットは、これについてはあるんでしょうか。夜間入所者へのサービス等のお話がちょっと、議場でも出ておりましたけど、このへんについてちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○森西正委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 サービスの状況に関しましては、新法に移ったということで、何か変わるということは全くございません。利用料に関しましては、既に入所者の方、上限に達しておりますので、利用料がふえるというわけでもございませんし、サービスの内容自体が変わるといって一切ございません。この自立支援法になりまして、5年以内に施設のサービス、旧法のサービスは移行するようになるといって、平成24年の3月までには必ず何らかのサービスに移行しないと、法律的に認められないということがございましたので、そのタイミングを計っていたと。このみきの路の場合はプラスになってございますが、必ずしもすべての施設がプラスになるというわけでは、実際ございませんで、多くの旧法の施設がそのままの現状というのは、なかなか試算してもプラスにならないと。実際旧法でA判定を向けられている方が、障害程度区分3という、入所施設としても一番軽いという判定を受けている例もございまして、やはりそこら辺がございまして、たまたまみきの路の入所施設の方は、比較的重度の方を見ていただいて、しっかりしていただいていたということで、摂津市といたしましてはプラスになりましたが、この制度自体として必ずしもプラスになるというわけではございませんので、大きな課題としてあるのではないのかなというふうには思っております。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 たいへんよくわかりました。法制度の改正そのものについては、また議論されるということで、今既に上がっていると思うんですけども、今回のこういった形で、本市にとってメリットはあってもデメリットが出なかつ

たということは、大変幸運だったということのご説明だったと思います。わかりました。

今後、この自立支援法に伴うさまざまな改正については、また議論されることだと思います。その中でしっかりと、入所者が本当に、何か不便があるようなことがないように、今後とも、お取り組みをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。要望で終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時12分 休憩)

(午後1時13分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第57号の審査を行います。

補足説明を求めます。

水田生活環境部長。

○水田生活環境部長 それでは議案第57号、摂津市公の施設における暴力団の排除に関する条例制定の件につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づき、さらに平成6年4月に本市が行いました、暴力追放都市宣言において目標とした、「暴力を許さない明るく安心して暮らせる都市」の実現を目指し、公共の利益に反する暴力団による公の施設の使用を制限し、市民生活の安全安心を確保することを目的としております。

従前から市の施設については、設置条例において、公序良俗に反する場合は、使用を許可しないものとしておりましたが、近隣都市における事例で、公園の使用許可後に、被許可者が暴力団と関係することが判明したにもかかわらず、許可

を取り消したり、開催を中止する根拠となる条文がないため、警察の中止勧告があったにもかかわらず、公園が使用されるという事例が発生したことを受け、暴力団による公の施設の利用を明確に制限する条例を制定することとしたものであります。

具体的には、暴力団による資金獲得のための各種興行であるとか、いわゆる義理がけ行事等による威力誇示行為が、公の施設を利用して行われることを防止するものであります。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条において、本条例の目的として、暴力団の利益になる公の施設の利用を制限することについて記載しております。

第2条において、用語の定義をいたしております。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に従い、暴力団をその団体の構成員、またその下部組織であります構成団体の構成員を含む集团的、常習的に、暴力的不法行為を行うおそれがある団体とし、第2号に、本条例の適用をされる公の施設を、市立体育館、文化ホール、葬儀会館など、別表に掲げる14条例により設置されている132施設としております。

なお施設の選定については、事前使用許可申請を要する施設とし、市民が使用許可を要さず自由に使用できる施設は除いております。

第3条第1項において、暴力団の利用については許可しないことを、第2項において、既に施設の使用許可をしている場合においても、暴力団の利益になると認められた場合においては、使用許可を取り消し、また中止をすることができ、さらに中止等による損害についても市で負わないことを規定しております。

第3項においては、指定管理者が管理する施設においても、同様の措置を可能とするための規定であります。

第4条において、暴力団であるかどうか、利用の制限に該当するかどうかについて判断するために、警察との協議が行われるよう規定しております。

第5条において、この条例の施行に関し必要な事項の市長等への委任について定めております。

附則といたしまして、本条例の施行期日を平成22年1月1日と定めております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○森西正委員長 説明が終わり質疑に入ります。質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 1点だけ、ちょっと素朴な疑問といいますが、条文としてはなかなかこれ以上のものを望むというのは、むずかしいかと思うんですけども、暴力団、この法とか警察に、それこそ引かからないというか、抜け目のある方もいらっしゃるのではないかというようなこととか、普通の一般団体というか、普通の市民を通して、イベント等でそれこそ暴力団の利益を図るというようなことがあっても、なかなかこれでいくと、通り抜けてしまうのかなと思ったりもするんですけども、そういったことに関して何かお考えとかありましたら、お聞かせいただきたいと思うのですが。

○森西正委員長 杉本次長。

○杉本生活環境部次長 この条例におきまして、制限をかけている団体というのは、あくまでも暴力団の利益になるということでございまして、確かにいろいろな方がおられるかと思えます。しかしながら、やはり個人の権利の制限というのは、重要な問題を含んでいるのも一方で

事実でございます。

我々この条例において、特に第4条におきまして、所轄の警察署長の意見を聞くことができることとしておりますのは、これはやはり我々だけではなかなか判断のしづらい部分もございますので、そういったところについては警察とも協議をさせていただきながら決めていくということになろうかと思えます。

ご質問のとおり、なかなかすべてを排除できるかということ、これは運用者の問題としても非常に難しいものがございますが、やはり一つは、我々摂津市はそういう団体に対しては、明確にノーと言えるということを公表するというか、宣言するというか、そういったことが大事なのではないかなと考えて、こういう条例にしたものでございます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

弘委員。

○弘豊委員 1点だけ確認というか、教えていただきたいんですが、きょうの朝日新聞で、この発端となったといいますか、今年の8月から9月にかけての茨木市でのことが記事に載っております、近隣の市ということで、中身についての交流というか、参考にしたようなことがあるのかなというふうなことも思ったりしているのと、それから、茨木市の方では手続き上の問題かと思うんですけども、来年4月1日からこれを施行するというようなことで記事が載っております、今回、よいことは早く条例をつくって、施行するに越したことはないと思うんですけども、手続き上の違いがあるのかどうかと思って、この点について教えていただけたらと思えますが。

○森西正委員長 杉本次長。

○杉本生活環境部次長 これのきっかけになりましたのは、ご指摘のとおり、隣

の市での事件でございます。

付け加えましたら、いわゆる使用許可をした後で使用停止というか、使用取消ができる明確な根拠がなかったということが、大きな欠陥というか、今までの暴力団対策としては、非常に問題があったという反省に立ちまして、茨木市も我が市もこういうのをつくったということでございます。

当然、同時にやりますので、いろいろなことを、向こうの今までの経緯も教えていただきましたし、条例のあげ方なども非常に参考にさせていただいている部分もございます。

私、茨木市の施行期日が4月1日になっているの、ちょっときょうは読んでおりませんで知らなかったんですけども、我々としては先ほど委員がおっしゃられましたように、いいことであるし、こういう事象があったときについては、素早く対応するのがよいのではないかとということで、急遽、条例案を策定したというのが実情でございます。ですから、ちょっと他市と施行期日が変わっておりますが、全国的に申しますと、こういう条例をつくっておられるところが関東に非常にたくさんございます。それも参考にし、また近隣の事象も参考にして作成したということでございます。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 1点だけ、ちょっとお尋ねをしたいことがあります。別表の第2条関係の10番なんですけれども、摂津市立葬儀会館条例もこれに該当する中に入れておられると思うんですけども、これ今、先ほどの例に挙がっております、申込者が関係者であったということで、どのような中身であったのかということにもよると思うんですけども、葬儀の場合ですといろいろな方がいらっ

しゃると思いますので、こういった場合、どこまで適用していかれるのかということが、少し難しい問題ではないかなと思いましたが、お考えをお聞かせいただければと思います。

○森西正委員長 杉本次長。

○杉本生活環境部次長 ご指摘のとおりかと思えます。非常にいろいろな方がおられますし、まして葬儀ということになりましたら、すべての方にかかわる問題であるかと思えます。

この条例の制定目的が、あくまでも暴力団の利益になるということでもありますので、例えば暴力団員であったとしても、これはお亡くなりになったときに、そういうことはさせないということではなしに、葬儀を行う形が、例えば組葬であったりとか、大々的に、一見してわかるような形で威圧的な態度をとられたような形で葬儀をやられるとか、こういうことについては取消をさせていただきますよ、使っていただいたら困りますということ、家族の方が死を悲しんで、それを粛々とされる葬儀まで、我々が制限しようというものではございませんので、先ほど山崎委員の質問にもございましたけど、個人の権利については、あくまでも尊重します。ただし、社会的にそういう、対外的に威圧的なことをされるような使用方法については、これはお断りをしますと。この一線は明確にしておきたいと考えております。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 基本的には、厳粛なことですので、粛々を行うということが基本であり、一般常識であると思えます。ただ、その現場がそれに反するような状況になったときは、既にもう始まっているときですとか、状況的に思いもかけないような形になってしまっているという

ような状況の中では、制止というのはなかなか難しいと思うんですけども、この場合、この条例の中にありますのは、警察署との相談も含めてというふうに載っておりますけれども、経過段階でそういったことも非常に難しいかと思うんです。一般の場合の使用場所でしたら、公共施設も使用中止ということで、警察の協力も得てということも考えられると思うんですけども、葬儀の場合は、やっぱり先ほども申しましたように、厳粛な状況の中ですので、そこをどう判断していくかということは、非常に難しい問題ではないかなというふうに考えましたので、この中に並べて、同じ条件のもとに、摂津市立葬儀会館条例も含まれているということに、ちょっと違和感を感じるんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○森西正委員長 杉本次長。

○杉本生活環境部次長 確かに、ちょっと色合いが違う条例によっている施設なのかなと、我々も思います。

今回、例えば図書館でありますとか、温水プールなどの条例は、逆に入れておりません。これはなぜかといいましたら、使用申請に基づく使用許可をしている施設ということにしております。そういう網のかけ方をいたしましたので、今回のこの14条例に基づく132の施設ということになったかと思えます。

確かに、そういう葬儀という場面において、いきなり中止をなささいというのは非常に難しいというのは、委員ご指摘のとおりかと思えます。ただ、警察等のお話を聞いておきますと、やはりこういう動きになるときは、事前に一定の動きを警察の方である程度の察知はされるようでございますので、そういった意見を聞きながらやっていく。ただ、個人の方

が申し込みに来られて、いきなり「あなた暴力団員ですか。」とはとても聞けるものではありませんので、こういったことは難しいのかなと思います。ただし、そういう動き等は警察との協力の中で察知した上でやっていくということになりますし、それで事前にできるだけ防ぐということになるのかなと。この条例があるから、すべてこれで使用制限の網を漏らさずできるかと言ったら、なかなか難しいんですけども、各施設については、そういう心構えを持って、公の施設であるということの意義を十分担当者が考えていただいた上で対応していただくということになろうかと考えております。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 一応議論はされているということで理解をいたしましたけれども、今後につきましても、公共施設といえども、さまざまな形態ですとか利用状況ですとか、使用目的がかなり大きく幅があるものだと思っておりますので、こういった形で条例を制定される場合は別項目にするとか、今後こういった、人として微妙な感情の伴うような項目につきましても、お葬儀というのは特別なものであるというふうに、やっぱりだれしもが理解していると思いますので、こういった項目については別項目で検討するとか、別にさらに附記をつけて、条例の中におさめていただくように、できればご検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○森西正委員長 ほかにございますか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 少しお聞かせをいただきたいと思っております。

茨木市の事例といったものを受けて、迅速に対応されたということで、そのこと自体は大変高く評価できるものじゃな

いかなと、私もこのように感じているんです。その一方で、次長もおっしゃっておられましたけれども、市民の利用を制限するというということにも慎重にならないかなということ、いろいろと工夫をされておられるのかなと思うんですけども、山崎委員がおっしゃっておられたように、そうしたらどれだけ、これで効果的なものになっていくのかと考えると、私はもうちょっと、いろいろと工夫ができたんじゃないのかなというふうに思うわけがあります。

先ほども申しましたけれども、市民の利用制限には慎重であるべきだというような観点から、所管の警察署長の意見を聞くものとするとか、聞くことができるというような文言があるのかなと思うんですけども、例えばこれ、暴力団の後に、暴力団及びそれに準ずるとかというような表現があって、なおかつこれは警察に聞くというのは努力規定になっているわけでありましてけれども、これを義務規定にするということによって、一定その整合性は図れるんじゃないのかなというふうに感じましたので、その点いろいろと考慮されたのかなと思いますけれども、お聞かせいただきたいと思っております。

○森西正委員長 杉本次長。

○杉本生活環境部次長 一方で厳しく取り締まらないといけない、こういうものに対しては、確かに準じられる方、準構成員であるとか、いろいろな言い方があるようですけども、そういったものについても使用の禁止なり、利用の制限を加えていけないのかというのは、確かに内部の議論でもございました。ただ一方で、一番初めに申しましたように、どこまでという論議が、常にこういう問題にはついて回りますし、その中で、やはり暴力団対策法等の文言等を見ておりまし

て、なおかつさまざまな他市の条例制定の事例を見ておりましたが、やはりその施設が暴力団の利益につながるような利用の仕方というくくり方をしているところが、非常に多うございます。一方で各市の議会等での議論等も見ておりますけれども、そういう厳しい制限を加える方が、もっといいのではないかという論がたくさんあるようでございます。各市ともに、先ほどからお話をしております個人の権限、権利をどこまで制限するのがいいのかという、やっぱり根本的な問題を含んでおりますので、今は、こういう明らかに暴力団の利益になるということをもって、制限を加えていくと。ただ、当然この条例も今回上程させていただいて、初めてのことでございますから、今後そういう他市の事例であるとか、警察の考え方であるとかいうものを研究しておいて、今後またその改善をしていくということは必要なのではないかなと思います。ただ、今の時点では、やはり暴力団の利益になるということをお前提にした上での条例制定というふうに考えておりますので、よろしくご理解いただけたらと思います。

○森西正委員長 嶋野委員。
○嶋野浩一朗委員 趣旨もよく私も理解をしているつもりであります。

やはり、その利用制限ということが広がっていかないようにということで、慎重にしていかなあかんということも、よくわかっております。単純に思うんですけども、例えば破壊活動防止法で規定されておる団体であればどうなのかなと考えると、暴力団と指定をしているがためにできないというようなことにもなりかねないのかなというふうに思うわけですね。やはりそのときそのときで、実際に運用してみなくてはわかりませんが、ぜひこれは柔軟に対応していただい

て、本当に実効性のある条例として、やはりこれからもしっかりと取り組んでいただきますように、お願いをしたいと思います。

○森西正委員長 ほかにございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時33分 休憩)

(午後1時35分 再開)

○森西正委員長 再開します。
討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第49号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第51号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第52号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第53号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第63号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午後1時36分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 森 西 正

民生常任委員 山 崎 雅 数